

令和6年度

葛飾区中小企業融資 あっせん制度のご案内



ご相談・お申込み

葛飾区 産業観光部
産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号

テクノプラザかつしか1階

TEL 03-3838-5556

FAX 03-3838-5551

葛飾区 融資あっせん

検索



葛飾区中小企業融資あっせん制度とは

区内中小企業者の皆様が事業資金を低利でご利用いただけるよう、取扱金融機関に融資をあっせんする制度です。この制度を利用した事業者は、区から信用保証料と利子の補助を受けることができます。

中小企業者とは

以下の資本金または従業員数を満たす事業者(中小企業信用保険法による)

	製造業等(※2)	卸売業	小売業・飲食業	サービス業	医療法人等
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	条件なし
従業員数(※1)	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下
小規模企業者	20人以下	5人以下(※3)			20人以下

(※1)従業員数は常時使用する者。家族従業員(個人の場合)、役員は含みません。(※2)製造業等には建設業、運送業、不動産業を含みます。

(※3)小規模企業者の定義上、ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅行業、宿泊業・娯楽業、旅館業は20人以下。

(注)NPO法人の場合、従業員数が該当していればご利用いただけます。

小規模企業融資(小口零細企業保証制度)の要件

- ① 中小企業信用保険法に定める小規模企業者であること(従業員数は上記表を参照)
- ② 申し込む融資含め信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること

NPO法人を除く

注意点① 信用保証料の返還事由

最終償還日より前に繰上完済した場合、東京信用保証協会から保証料の一部が返金されます。返金された保証料は、区の補助した割合に応じて区へ返還していただきます。(区の一般融資または特別融資の借換を利用して繰上完済した場合は返還不要です)

注意点② 利子補給の停廃止事由

- 以下の場合、利子補給を停廃止します(該当日翌日以降は支給しません)。
- ①事業を廃止した場合
 - ②条件変更(返済金額、返済期間延長等の変更)
 - ③繰上完済した場合
 - ④住所要件を欠いた場合(P2参照)
 - ⑤完了届が未提出の場合
 - ⑥延滞している場合や代位弁済になった場合
 - ⑦その他区が不適当と認めた場合(返戻信用保証料が未払いの場合など)

葛飾区中小企業融資あっせんの流れ



※金融機関及び信用保証協会の審査により融資が減額されたり実行されなかったりする場合があります。

ご利用いただける方

原則として、次の要件を全て満たしている方がご利用いただけます。
 なお、各融資それぞれの対象要件を満たしていることも必要です。

要件①住所

区内に住所と主たる事業所があり、同一場所で同一事業を1年以上継続して営んでいる方(事業承継または区内移転の場合を除く)

	住所(本店登記)	主たる事業所
一般融資	区内	都内
	区内でなくても可	区内
特別融資	区内(※1)	区内(※2)

主たる事業所とは

営業活動の本拠地として、本店機能を持った店舗・事務所・事業所で、その場所で販売・受発注・経理事務を常時行っていること。(※3)

※1 起業家支援融資、創業支援融資を利用する個人の場合、起業場所(主たる事業所)は区内であれば良い。

※2 事業承継支援融資は、区内の事業所を承継すれば承継先の住所は問わない。

※3 必要に応じて事業所の営業実態を確認します。



要件②業種

信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方

要件③納税

申込み時点で納期の到来している住民税(法人は法人住民税(※4))を完納している方
 (非課税含む。その他の税金(事業税・法人税等)等が未納の場合、融資実行されない場合あり)

※4 区内に移転登記した場合は、葛飾区で1期以上決算を行っていること。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納税証明書の年度	前年度			現年度								
普通徴収納期限			第1期 6月 末日		第2期 8月 末日		第3期 10月 末日			第4期 1月 末日		

主たる事業所のみで融資を申し込む場合の必要書類

	要件	必要書類
個人	葛飾区で <u>事業所課税分</u> の特別区民税・都民税を納税していること(非課税含む)	税額決定通知書及び領収書 または納税証明書(非課税証明書)
法人	葛飾区で <u>主たる事業所分</u> の法人住民税を納税していること	領収書または納税証明書

要件④用途

事業経営に必要な運転資金及び設備資金(未払分)

資金種別	認められる用途
運転資金	原材料・商品の仕入、外注費、人件費などの短期的・流動的な資金
設備資金	建物修繕・機械設備導入などの長期的・固定的な資金

ご利用になれない用途

生活資金、住宅資金、投機資金、納税用資金、資本金、転売目的の土地購入資金、既存の借入金返済資金(旧債償還資金) ※事業承継支援融資のみ一部例外あり

要件⑤その他

区の制度融資を繰上完済した方で、返戻信用保証料を区へ完納している方

葛飾区中小企業融資あっせん制度一覧

<融資形式>証書貸付 <返済方法>元金均等払い
※ただし融資期間6か月以内の場合は一括返済可能

※保証人は法人含め原則不要ですが、保証協会等から必要に応じて求められる場合があります。

一般融資 No.①～②・新 予約は不要です。産業経済課の窓口へ直接お申し込みください。

※㊦＝小規模企業融資

No.	融資名	小規模	要件	最大口数	限度額	資金用途	最大返済期間		利率(年利:%)			信用保証料補助額
								据置	本人負担	区負担	固定金利	
①	一般	○	(1)P.2「ご利用いただける方」の要件を全て満たしていること。 (2)既に、融資①と②のいずれかを受けている場合は、元金償還を開始していること。	3口	3,000万円 (㊦2,000万円)	運転 設備 併用	6年(72か月) 8年(96か月) 6年(72か月)	6か月以内	1.3	0.2	1.5	30万円まで (㊦都と併用あり)
②	借換★	○ (※1)	(1)融資①の要件を満たしていること。 (2)元金償還を開始した葛飾区中小企業融資の繰上完済を条件に借り換えること。 (3)この融資と同時または元金償還が開始されるまでの間は、融資①・②を申し込むことはできない。	3口	3,000万円 (㊦2,000万円)	運転 設備 併用	8年(96か月)	なし				
新	健康経営 応援	○	(1)融資①の要件を満たしていること。 (2)葛飾区健康経営優良事業者の認証(◆)を受け、認定期間内であること。 ◆健康経営優良事業者認証制度については区HPでご確認ください。 https://www.city.katsushika.jp/.business/1000011/1030233/1000070/1036562.html 	1口	1,000万円 (㊦1,000万円)	運転 設備 併用	6年(72か月) 8年(96か月) 6年(72か月)	6か月以内	当初24か月目まで 0.5 1.0 25か月目以降 0.8	0.7	1.5	30万円まで (㊦都と併用あり)

※1 責任共有制度 100%の返済残高を繰上完済する場合に限ります。(小規模企業融資など)

特別融資 No.③～⑮ 申込資格の確認及び利用対象者の認定を行うため、面接(代理不可)を行います。必ずご予約の上、お越しください。

No.	融資名	小規模	要件	最大口数	限度額	資金用途	最大返済期間		利率(年利:%)			信用保証料補助額
								据置	本人負担	区負担	固定金利	
③	不況対策 資金	○	(1)次のいずれかに該当すること。 (a)最近(※2)3か月ないし6か月または12か月の合計売上高が、前年同期と比べて5%以上減少していること。 (b)最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比べて5%以上減少していること。 ただし、これらの期間の各利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における各利益率に置き換えることができる。 (2)この融資と同時または元金償還が開始されるまでの間は、融資③・④を申し込むことはできない。	3口	3,000万円 (㊦2,000万円)	運転 設備 併用	6年(72か月)	6か月以内	0.5	1.0	1.5	30万円まで (㊦全額補助)
④	不況対策 資金借換★	○ (※3)	(1)融資③の(1)の要件を満たしていること。 (2)元金償還を開始した融資③・⑤・⑥・緊急資金(令和3年度終了)及び令和2～4年度コロナ関連融資(借換を除く)、令和4～5年度物価・原油価格高騰等対策緊急融資(借換を除く)の繰上完済を条件に借り換えること。 (3)この融資と同時または元金償還が開始されるまでの間は、融資③・④を申し込むことはできない。	3口	3,000万円 (㊦2,000万円)		8年(96か月)	なし				

※2 最近とは、原則として前月分を指します。ただし、認定日が15日までであれば、前々月分までを認めます。

※3 責任共有制度 100%の返済残高を繰上完済する場合に限ります。(小規模企業融資など)

全ての融資に 共通の 注意事項

- ・限度額の範囲で複数口申し込める融資は、元金償還を開始していなければ次の口を申し込むことはできない。
- ・設備の設置場所(車両購入の場合は常時駐車する場所):特別融資は区内、一般融資は都内であること。
- ・特別融資の場合、設備の設置及び支払完了後、1か月以内に完了届を提出すること。
- ・工事に許可が必要な場合は、工事許可書の交付を受けていること。
- ・営業車両の購入限度額については、P.4「車両購入の規定」を参照。

★ 借換上の 規定

- ・借り換えた融資を再度借換することはできない。(ただし、事業承継特別保証借換融資を除く)
- ・申込金融機関は、借換元の融資残高がある同一金融機関に限る。
- ・借換融資の信用保証料は、追加借入相当分に対して補助する。
- ・借換する債務は運転資金とみなされるため、当初、設備資金だったものは運転資金となる。

車両購入の規定



融資の種類	分類番号(ナンバー)等	融資限度額
下記以外	3・5・7	400万円/台
	タクシー用車両	600万円/台
	上記以外	条件なし
環境・省エネルギー 対策資金融資	原則	500万円/台
	タクシー用車両	条件なし
	1・2・4・8	

(注1) 必要以上の高級車、レジャー性の高い車種はお申し込みできません。

(注2) タクシーであっても身体障害者用の特別仕様車は、各融資の限度額の範囲内でお申し込みできます。

融資名	小規模	要件	最大口数	限度額	資金用途	最大返済期間		利率(年利:%)			信用保証料補助額
							据置	本人負担	区負担	固定金利	
⑤ 起業家支援	—	(1)区内に主たる事業所を置くこと(法人の場合は本店登記と主たる事業所の両方を区内に置くこと)。(2)既に起業している場合は、起業後2年以内であること。(起業後2年以内に区内に移転してきた場合を含む。)(3)この融資を利用した場合は、融資⑥を申し込むことができない。	1口	2,000万円	運転 設備併用	6年(72か月) 8年(96か月)	12か月以内	0.3	1.2	1.5	30万円まで
⑥ 創業支援	—	(1)融資⑤の要件(1)~(2)全てを満たしていること。(2)区の特定制業支援等事業による支援(創業塾)※1を受けたことの証明を有していること。(3)この融資を利用した場合は、融資⑤を申し込むことができない。	1口	2,000万円	運転 設備併用	6年(72か月) 8年(96か月)	12か月以内	なし	1.2 (金融機関負担 0.3)	1.5	30万円まで (金融機関負担 30万円超過分)
⑦ インボイス等対策資金	○	次のいずれかに該当すること。 (1)インボイス制度または電子帳簿保存法の対応に要する設備資金 (2)複数税率対応レジの導入・改修に要する設備資金 (3)受発注システムの導入・改修に要する設備資金 (4)キャッシュレス化に要する設備資金	1口	3,000万円 (⓪2,000万円)	設備	6年(72か月)	6か月以内	0.1	1.4		全額補助 (⓪全額補助)
⑧ 安全安心対策資金	○	次のいずれかに該当すること。 (1)防犯・防災や職場での事故対応を想定した安全対策を実施するもの及び安全対策に必要な設備を導入するもの。 (2)中小企業強靱化法に基づき国から認定を受けた「事業継続力強化計画」※2において、防災・減災設備を導入するもの。	1口	1,500万円		6年(72か月)	12か月以内	0.3	1.2	1.5	30万円まで (⓪全額補助)
⑨ 生産性向上・事業拡大	○	次のいずれかに該当すること。 (1)店舗・工場の増築や内外装工事、及びその工事に伴う付帯設備工事等の費用、または店舗に付随する駐車場・駐輪場の整備工事費用 (2)事業の拡大に要する資金 (3)事業転換・多角化に要する資金 (4)先端設備等導入計画※3の認定を受けた設備の導入資金	3口	5,000万円 (⓪2,000万円)	運転 設備併用	10年 (120か月)	12か月以内				30万円まで (⓪全額補助)
⑩ 新製品・新技術開発支援	○	(1)研究開発等を行う場所は区内であること。 (2)研究開発等が終了してから2年以上経過した場合や研究開発等の主要な部分が自社開発でない場合は申し込むことができない。 (3)次のいずれかに該当すること。 (a)2年以内に葛飾区新製品・新技術開発補助金の交付決定を受けた事業を実施するのに必要な資金 (b)従前にはない独創性があり、付加価値の高い製品や技術の研究開発・商品化に要する資金 (c)機械、器具等の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究開発に要する資金	2口	5,000万円 (⓪2,000万円)		10年 (120か月)	24か月以内	0.2	1.3		50万円まで (⓪全額補助)

※1 特定創業支援等事業(創業塾)とは

区では、産業競争力強化法に基づき国から認定を受けた「創業支援等事業計画」の中で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て学べる継続的な支援を行う事業を「葛飾区特定創業支援等事業(創業塾)」と位置づけています。

創業塾を全て受講した方は、申請により区が証明を交付します。

この証明を活用することにより、創業支援融資のあっせん等、創業に関するさまざまな優遇措置を受けることができます。

最新の開催情報等の詳細は、下記のサイトでご確認ください。

<葛飾区創業支援事業ホームページ>

<https://sogyokatsushika.com/school/>

葛飾で勝つ! ~区内での創業を応援します~



葛飾区創業支援事業 HP



※2 事業継続力強化計画とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた中小企業は、税制優遇を受けることができます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#seido>



中小企業庁 HP

※3 先端設備等導入計画とは

区では、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を認定しています。申請により区が交付する認定書を活用することにより、生産性向上・事業拡大融資のあっせんや固定資産税に係る課税標準額の軽減等、さまざまな優遇措置を受けることができます。

最新情報等の詳細は、区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000070/1018444.html>



葛飾区 HP

低利
無保証

経営改善資金(マル経)融資利子助成制度

日本政策金融公庫の経営改善資金(マル経)融資を受けた小規模事業者の方に、融資を受けた月から36か月間、支払った利子の50%を区が補助します。

<申請方法> 東京商工会議所葛飾支部の窓口(テクノプラザかつしか3階)で受付します。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1000071/1019187.html>



葛飾区 HP

融資名	小規模	要件	最大口数	限度額	資金用途	最大返済期間	利率(年利:%)			信用保証料補助額	
							据置	本人負担	区負担		固定金利
⑪ 事業承継支援	○	(1) 次のいずれかに該当すること。 (a) 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (b) 事業を承継した日から5年未満で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (c) 経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けていること(※1)。(事業を営んでいない個人を含む。) (2) 事業を承継する側の住所(法人は本店登記)は区内でなくてもよい。 (3) 融資実行後、1年ごとに中小企業診断士による現地確認及び計画に基づく経営状況の診断を受けること。	3口	3,000万円 (⑩2,000万円)	運転 設備 併用	10年 (120か月)	12か月以内	0.3	1.2	1.5	30万円まで (⑩全額補助)
⑫ 事業承継特別保証借換★	-	(1) 融資⑪の要件(1)～(3)全てを満たしていること。 (2) 経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」(※2)の保証対象であること。 (3) 元金償還を開始した融資③～⑪、⑬～⑮の繰上返済を条件に借り換えること。 (4) この融資と同時に元金償還が開始されるまでの間は、融資⑪・⑫を申し込むことはできない。	3口	3,000万円	運転 設備 併用	10年 (120か月)	なし	0.3	1.2	1.5	追加借入相当分 30万円まで
⑬ 公害防止設備資金	○	(1) 区内の事業所において、公害防止設備の設置、小型焼却炉の撤去工事及びアスベストの除去工事を行うもの。 (2) 東京都環境確保条例に基づき認可を受けた工場または指定作業場であること。 (3) 対象資金は次のものとする。 (a) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を防止するための設備購入費及び設置工事費 (b) 小型焼却炉の撤去費 (c) アスベストの除去工事費 (4) 事前に環境課へ相談・申請し、公害防止設備事前確認書が発行されていること。	1口	1,500万円	設備	8年(96か月)	6か月以内	なし	1.5	1.5	全額補助 (⑩全額補助)
⑭ 環境・省エネルギー対策資金	○	(1) 区内の事業所において、省エネルギーによる経費削減、経営の安定化並びに環境負荷の低減を図るため、現在事業用として使用している設備を同種の新型設備(新品に限る)に買い替えるもの。 (2) 対象資金は次のものとする。 (a) 低公害車及び燃料供給設備の導入資金(低公害車は、買替えによる新車の導入に限る。) ア. 東京都が指定する低公害車(※3)の購入費 イ. 上記アの低公害車用として区内に設置する燃料供給設備(電気、天然ガス及びメタノールに限る)の購入費及び設置工事費 (b) 再生可能エネルギー利用設備の導入資金(自ら使用する区内事業所への設置に限る) (c) 省エネルギー設備の導入資金(買替えによる新品の導入に限る。) 既存の設備(旧モデル)を新型設備(新モデル※4)に買い替えるための設備購入費及び設置工事費	1口	3,000万円 (⑩2,000万円)	設備	8年(96か月)	6か月以内	0.5	1.0	1.5	30万円まで (⑩全額補助)
⑮ 商店街活性化資金	-	(1) 区内において行う商店街振興事業に必要とする資金であること。 (2) 区の認める商店街振興を目的とする補助事業を行う商店街振興組合及び、会則・役員名簿・過去2年分の決算書を備え付けている任意の商店街または商店会を対象とする。	1口	3,000万円 8,000万円	運転 設備 併用	8年(96か月) 10年 (120か月)	6か月以内	0.3	1.2	1.5	30万円まで

※1 経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定とは

事業承継を円滑化するための総合的支援策として、中小企業の後継者が先代経営者等からの贈与、相続等により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税の一部または全部の納税が猶予される事業承継税制や、経営者の死亡等に伴い要する資金調達への支援があります。これらの支援を利用する場合は、東京都知事の認定を受ける必要があります。詳細については東京都産業労働局にご確認ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/keiei/jigyoshokeizeisei/>



東京都 HP

※3 東京都が指定する特定低公害車等

最新情報は下記のサイトでご確認ください。<東京都環境局ホームページ>

<https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>



東京都 HP

※2 事業承継特別保証制度とは

令和2年4月から、事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度が創設されました。経営者保証ありの既存の融資についても借り換えできます。区の「事業承継特別保証借換融資」は、この信用保証制度に対応した、国の全国統一制度の対象です。ご利用にあたっては、事前に取扱金融機関にご相談ください。

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/assistinfo/jigyoshokei.html>



東京信用保証協会 HP

※4 新モデルとは

旧モデルと比較してエネルギー使用量が5%以上低減することを確認できる機種で申込日から概ね5年以内に販売開始されたものをいう

あっせんに必要な書類等(全ての融資に共通)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書(個人用)	中小企業融資申込書(法人用)
確定申告書一式(直近1期分)(※1)	法人税申告書一式(直近1期分)(※1・2)
特別区民税・都民税の納税確認書類(納期到来分まで) ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書(非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書(予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
申込者の実印・印鑑証明書 1通	法人の実印・印鑑証明書 1通 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 1通
許認可証の写し(営業や工事に許可が必要な場合)	
設備資金の場合:見積書(見積有効期限内、見積業者の押印要)または契約書	
<p style="text-align: center;">その他必要な書類</p> <p>●借換融資、不況対策資金借換融資、事業承継特別保証借換融資の場合、借換により繰上償還する融資に係る次の書類が必要です。</p> <p>① 信用保証書の写しまたは保証決定のおしらせ(保証協会の保証番号の記載があるもの)</p> <p>② 融資残高の確認できるもの(残高証明、返済一覧表など)</p> <p>●NPO 法人の場合、東京都の受付印のある前事業年度の事業報告書が必要です。</p>	

※1 確定申告書及び法人税申告書は、税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は受信通知(メール詳細)が必要です。申告書B第1表、第2表、収支内訳書または青色申告決算書(貸借対照表含む)を含みます。
 ※2 別表1~16、決算報告書(損益計算書・貸借対照表等)、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書を含みます。

注意 提出書類は原則原本で、発行日から3か月以内のものをご用意ください。

追加必要書類

融資名	必要書類
健康経営応援融資	健康経営優良事業者認証審査結果通知書
すべての特別融資	認定(申請)書
不況対策資金(借換含む)	売上高・利益率の減少を証明する書類 2期分(同一様式で比較)
	(例)売上台帳、試算表等 申告書(決算書)の月別売上は使用できません
起業家支援	起業計画書、開業届(個人事業主で起業済みの場合)
創業支援	区の特設創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
生産性向上・事業拡大	【事業拡大、事業転換・多角化】事業計画書 【店舗等改善】施行前後の図面 【生産性】先端設備等導入計画認定書の写し
新製品・新技術開発支援	新製品・新技術開発計画書、新製品・新技術開発補助金交付決定通知書等
事業承継支援	【承継前】事業承継計画書 【承継後】事業計画書 【都知事認定】経営承継円滑化法の都知事認定書の写し・(特例承継計画)
事業承継特別保証借換	財務要件等確認書の写し(取扱金融機関から受領したもの) ご利用にあたっては、取扱金融機関に事前相談のうえ、事業承継特別保証制度の要件を満たしているか確認を受けてください。
安全安心対策資金	耐震診断結果の書類等
公害防止設備資金	公害防止設備事前確認書(環境課から交付されたもの)
環境・省エネルギー対策資金	現在使用している自動車の車検証(低公害車買替えの場合) 見積書上で下取りなど、買替えと判別できることが必要です。

各種証明書の請求場所

個人	納税証明書 (特別区民税・都民税)	税務課(区役所3階)、 区民事務所、区民サービスコーナー	☎5654-8550
	印鑑証明書	戸籍住民課(区役所2階) 区民事務所、区民サービスコーナー	☎5654-8191
法人	納税証明書(法人都民税)	都税事務所 徴収課(区役所2階)	☎3697-8864
	登記簿謄本・印鑑証明書	東京法務局 城北出張所	☎3604-1066

※ 区外の方は、住民登録のある区市町村にご確認ください。

関係機関一覧

窓口	住所	電話番号	主な相談内容
東京都産業労働局 金融部金融課	新宿区西新宿2-8-1	5320-4877	東京都制度融資
日本政策金融公庫 千住支店	足立区千住仲町41-1 大樹生命北千住ビル	0570-031-482 ナビダイヤル	事業資金融資
東京信用保証協会 千住支店	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階	3888-7231	保証付融資
東京都中小企業振興公社 城東支社	葛飾区東金町1-23-2 澁澤金町ビル2階	5648-6606	経営相談全般
東京商工会議所 葛飾支部	葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階	3838-5656	経営相談・ マル経融資
葛飾税務署	葛飾区立石8-31-6	3691-0941	開廃業届等
向島労働基準監督署	墨田区東向島4-33-13	5630-1033	労災保険等
ハローワーク墨田	墨田区江東橋2-19-12	5669-8609	雇用保険等

事業者向け各種相談

中小企業の経営に関する課題について、中小企業診断士などが無料で経営相談や受発注相談等をお受けします。事業所へ直接お伺いする訪問相談も対応いたします。まずはお問合せください。

主な相談内容	実施日時	相談場所
経営相談 (創業・事業承継含む)	月曜日～金曜日 午前10時～午後5時【予約制】	テクノプラザかつしか
受発注・下請相談	月・火・木曜日 午前10時～午後5時【予約制】	テクノプラザかつしか 区内事業所への訪問
IT 導入専門相談	原則水曜日 午前10時～午後5時【予約制】	テクノプラザかつしか 区内事業所への訪問 オンライン相談
労務相談	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時【予約制】	テクノプラザかつしか 区内事業所への訪問

※ 年末年始・祝祭日を除きます。

※ 創業相談はこのほか、中央図書館(金町)及び立石図書館にてビジネス相談会を毎月1回開催しています。

※ 相談メニュー等詳細は次の区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1030233/1034396/index.html>



葛飾区 HP

IT 導入の
相談も積極的
に承ります



葛飾区中小企業融資取扱金融機関

<令和6年6月24日現在>

金融機関	所在地	電話番号
みずほ銀行	葛飾支店	立石1-3-12
	亀有支店	亀有5-33-9
	(金町支店の取扱は、亀有支店内で行います。)	
	高砂支店	高砂5-43-3
	平井支店	江戸川区平井3-30-4
	小岩支店	江戸川区南小岩7-13-6
	綾瀬支店	足立区綾瀬1-39-7
三菱UFJ銀行	新小岩支店	江戸川区西小岩1-23-14
	亀有駅前支店	亀有3-23-1
	亀有支店	亀有3-23-1
	葛飾支店	江戸川区西小岩1-23-14
	小岩支店	江戸川区西小岩1-23-14
三井住友銀行	葛飾支店	ご相談は錦糸町法人エリアにて承ります
	新小岩支店	墨田区江東橋4-19-4-4F
りそな銀行	青戸支店	青戸3-32-16
	金町支店	金町2-29-10
	堀切支店	堀切4-9-5
	小岩支店	江戸川区南小岩6-31-10
	千住支店	足立区千住2-55
千葉銀行	金町支店	金町6-2-1
	小岩支店	新小岩1-53-10
きらぼし銀行	立石支店	立石7-23-4
	亀有支店	亀有3-17-3
	北綾瀬支店	亀有3-17-3
	新小岩支店	西新小岩4-39-17
東日本銀行	新小岩支店	西新小岩4-42-17
	堀切支店	堀切1-40-14
朝日信用金庫	金町支店	東金町3-30-13
	新小岩支店	江戸川区松島3-43-15
興産信用金庫	金町支店	金町6-2-1
	立石支店	立石1-7-30
東京シティ信用金庫	堀切支店	堀切6-28-13
	新小岩支店	東新小岩5-16-13
	東四つ木支店	東四つ木4-8-16
	新柴又支店	鎌倉3-28-24
	京成小岩支店	江戸川区北小岩6-6-9
	亀有支店	足立区東和2-2-5
東京東信用金庫	葛飾支店	四つ木2-6-7
	金町支店	東金町1-20-12
	高砂支店	高砂3-12-1
	お花茶屋支店	白鳥1-2-7
	新小岩支店	江戸川区本一色1-13-7
	西小岩支店	江戸川区西小岩1-21-11
	綾瀬支店	足立区綾瀬4-7-12
○東栄信用金庫	本店	新小岩1-52-8
	立石支店	立石1-17-12
	奥戸支店	奥戸4-14-12
	本一色支店	江戸川区本一色3-24-16

金融機関	所在地	電話番号
○亀有信用金庫 (取扱は、住所・事業所の最寄りの支店です。)	本店	亀有3-13-1
	堀切支店	堀切4-9-3
	青戸支店	立石8-18-19
	柴又支店	柴又1-37-10
	水元支店	東水元2-10-7
	飯塚支店	西水元1-26-13
	細田支店	細田5-21-1
	亀有駅北口支店	亀有5-29-5
	佐野支店	足立区佐野1-25-2
	綾瀬支店	足立区東綾瀬1-21-17
小松川信用金庫	奥戸支店	奥戸2-41-17
	東四つ木支店	東四つ木4-25-12
	菅原橋支店	江戸川区松本1-25-16
足立成和信用金庫	亀有駅前支店	足立区中川4-26-1
	佐野支店	足立区佐野2-21-10
	六木支店	足立区六木3-19-1
	綾瀬支店	足立区綾瀬3-9-20
城北信用金庫	青戸支店	青戸5-1-4
	堀切支店	足立区綾瀬2-3-14
	葛飾支店	東新小岩7-7-1
	白鳥支店	お花茶屋1-17-8
	高砂支店	高砂5-38-9
	綾瀬南支店	足立区綾瀬2-3-14
綾瀬北支店	足立区綾瀬5-21-9	
東信用組合	葛飾支店	お花茶屋1-28-8
江東信用組合	綾瀬支店	足立区綾瀬3-16-4
○青和信用組合	本店	高砂3-12-2
	新小岩支店	西新小岩5-31-8
	細田支店	細田4-23-19
	柴又支店	柴又1-14-6
	奥戸支店	奥戸2-37-10
	新柴又駅前支店	柴又5-1-6
京成小岩支店	江戸川区北小岩6-12-6	
中ノ郷信用組合	葛飾支店	立石5-10-7
	堀切支店	堀切6-10-18
	立石支店	立石2-4-2
	新小岩支店	立石2-4-2(※)
大東京信用組合	新小岩支店	東新小岩5-2-6
第一勧業信用組合	青戸支店	青戸3-40-3
	亀有支店	亀有3-20-8
	水元支店	水元3-22-26
東京スマイル農業協同組合(個人事業主のみ)	葛飾支店	白鳥4-11-15
	柴又支店	柴又6-6-2
	水元支店	南水元4-11-13
	奥戸支店	奥戸2-40-1

○:創業支援融資の取扱金融機関

(※)工事中のため仮店舗として営業中